公益財団法人まちみらい千代田公式ツイッター運用ポリシー

平成26年8月22日 制定令和元年5月15日 改定

(目的)

第1条 このポリシーは、公益財団法人まちみらい千代田(以下、まちみらい千代田)が ツイッター(Twitter)を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項 を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。
- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター まちみらい千代田が設置・運用するユーザー名から発信する、ツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為、および投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体)

- 第3条 公式ツイッターの運営主体、アカウントの管理及びツイートの発信はまちみらい 千代田が行う。ただし、まちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、この限りで はない。
- 2 ユーザー名は MMChiyoda とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 ツイッターで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、まちみらい千代田ウェブサイト等に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運用主体、および発信する内容、発信方法 等について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。 (掲載内容)

- 第6条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。
- (1) まちみらい千代田の事務事業に関する情報
- (2) その他、まちみらい千代田事務局長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート、およびフォロー)

- 第7条 公式ツイッターは、情報提供の手段としてツイートによる情報発信及びリツイートを行う。
- 2 リプライやダイレクトメッセージ (DM) 等を通じた個々の意見への対応は原則として行わない。掲載内容についての問い合わせはまちみらい千代田代表電話や、FAX、メールにて受け付ける。
- 3 他のユーザーが投稿した内容について、リツイート及びフォローは原則的に行わない。 ただし、国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したツイート 及び開設したアカウントで、特にまちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、こ の限りでない。

(まちみらい千代田ウェブサイトとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則としてまちみらい千代田が運営するウェブサイトのみとする。ただし、特にまちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、まちみらい千代田事務局長が、別に定める。